

日本植物細胞分子生物学会個人会員会費規程

(目的)

第1条

本規程は、日本植物細胞分子生物学会の一般会員、学生会員、及び名誉会員（以下「個人会員」という）の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条

日本植物細胞分子生物学会個人会員会費は、一般会員年 6,000 円、学生会員年 4,500 円とする。

(免除)

第3条

名誉会員、会長、幹事長、学会誌編集委員長、会計幹事は会費を要しない。

(納入期限及び納入方法)

第4条

会費は毎年 12 月末日までに、当年度分を学会の指定する口座に一括して振り込むものとする。

(会費滞納の取り扱い)

第5条

会費を滞納した場合、学会誌 Plant Biotechnology の受け取り、及び、大会への会員資格での参加を認めない。また、**会費を 2 年以上滞納した個人会員**については、理事会の議決を経てその者が退会したものと認定する。

(改廃)

第6条

本規程を改正または廃止する場合は、代議員総会の承認を必要とする。

附則

本規程は、2016 年 7 月 1 日より施行する。